

令和5年第2回川崎市議会臨時会

請願陳情文書表

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
1	5. 5. 8	「別居・離婚後における良好な親子関係を維持する制度」を求める陳情	幸区 共同親権を願う川崎市の 会 代表 ほか 5名	<p>「別居・離婚後における良好な親子関係を維持する制度」について、実施可能な部分から導入を検討していただけますよう陳情いたします。</p> <p>もし国政での検討ならば、地方自治法第99条により、該当部分について意見書の提出を願います。</p> <p>次の1～3について、迅速な制度化を望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの養育に関する制度化の見直し 2 子どもの面会交流の拡充と心理サポート 3 子どもの連れ去り（父母の同意のない居所変更）の防止 	文教委員会
2	5. 5. 12	「川崎市における動物愛護管理・推進の計画」、「行動・実行マップ」の策定に関する陳情	川崎区在住者 ほか 497名	<p>「神奈川県動物愛護管理推進計画」を更にブレイク・ダウンさせた、具体的かつ実効性のある本市独自の「川崎市における動物愛護管理・推進の計画」及び「行動・実行マップ」の策定を求めます。</p> <p>これにより、行政・各ボランティア（グループ・個人）・市民の間で緊密な情報を共有し、実効性かつ具体的な活動の展開を可能とするための行政による仕組みの構築を要請します。</p>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
3	5. 5. 15	全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情	高津区在住者	<p>1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにしてください。</p> <p>2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう配慮してください。</p>	総務委員会
4	5. 5. 16	川崎市議会議員選挙の街頭演説場所に関する陳情	多摩区在住者	川崎市議会議員選挙の街頭演説において、主要駅等で実施したい候補者に対しては、平等に機会を与えるようにしてください。	総務委員会
5	5. 5. 16	施設にある遊具の点検シールに関する陳情	多摩区在住者	都市公園法に基づかない広場（管轄：こども未来局青少年支援室）であっても、遊具の点検を行った際には「遊具点検済シール」を貼るようにしてください。	文教委員会
6	5. 5. 16	陳情書の提出方法に関する陳情	多摩区在住者	陳情書を「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」等を活用し、いつでも、どこからでも、費用を掛けずに提出できるようにしてください。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
7	5. 5. 17	川崎市庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金に関して庁舎管理要綱を厳守するように求める陳情	麻生区在住者 ほか 1名	<ol style="list-style-type: none"> 1 政党機関紙の市庁舎内での勧誘・配達・集金を自粛してください。 2 市民の個人情報を守るためにも、川崎市庁舎管理規則で禁止されている、許可証がない人の庁舎内の立入りを認めないでください。 3 政党機関紙の購読は、個人の自由で制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、市民に誤解を与えないようにする旨を市職員に徹底し、通達してください。 4 市議会議員は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力を掛けないようにしてください。 	総務委員会
8	5. 5. 17	公費で購読している政党機関紙を削減し見直すことに関する陳情	麻生区在住者 ほか 1名	公費で購読している政党機関紙の購読を見直し、他の政令指定都市と同程度の部数に削減してください。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
9	5. 5. 17	川崎市にハラスメント条例を早急に作るように求める陳情	麻生区在住者 ほか 1名	市職員が、議員より政党機関紙の購読を強制されている事実が明確ならば、それはパワハラに当たるので、「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」のようにハラスメント防止条例を作り、職員の相談窓口を設置あるいは明示するなど対応してください。	総務委員会
10	5. 5. 19	川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情	横浜市青葉区在住者 ほか 1名	<p>川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）は、川崎市立A小学校B教頭（以下「B教頭」という。）が令和3年4月から令和4年10月にかけて提起した校長の問題行動や校長昇任人事に対する問題に正面から答えないだけでなく、川崎市教育委員会職員通報制度や市教委への陳情についても極めて不適切な対応に終始し、個人情報保護法違反や公益通報者保護法にも抵触する対応を取ってきた。</p> <p>また、このことによってB教頭は、個人攻撃にもさらされ、メンタル疾患を発症し、現在、療養休暇を取り休業を余儀なくされており、将来に対する不安も募らせている。</p> <p>市教委は、B教頭に対する謝罪を行うと同時に、ガバナンス・コンプライアンスを確立すべきである。</p>	文教委員会